

その他取引条件における意見聴取

項目	新	5/25(月)市場運営協議会および、5/28(木)買参人（石川県生花小売商協同組合理事）意見交換 6/1(月)生産者（金沢花卉友の会三役）意見交換
第三者販売	第28条 卸売業者は、．．．． 第三者販売(売買参加者以外の者への卸売業者による販売をいう。)．．． を行えるものとする。	買参：第三者販売を可能とするというのは、不特定多数の人間に対して販売することに不安がある。一般消費者向けの小売りを市場内で行き過ぎた価格にて販売するようなことをしないように配慮していただきたい。 第三者販売をすることにより、市場の入荷商品が今まで以上に買えなくなることが心配。 入荷情報を公表をしていただきたい。 生産者：主に相対取引のことと考えられるが、第三者販売というのは一般小売りも含まれるのか。
商物分離	第28条 卸売業者は、商物分離販売(市場外にある生鮮食料品の卸売業者による販売をいう。)．．． を行えるものとする。	買参：特に問題はない。 生産者：特に問題ない。
自己買受	第28条 卸売業者は、．．．． 自己買受け(卸売業者による卸売の相手方としての買受けをいう。)を行えるものとする。	買参：不当な買い付けが起こらないように気を付けていただきたい。 生産者：特にない、相場の安いものを転送して生産者を助けることもできるのでは。
卸売市場内での一般消費者向け販売	第30条 卸売業者は、．．．． 自己買受け(卸売業者による卸売の相手方としての買受けをいう。)を行えるものとする。	買参：一般小売りの販売を害するような逸脱した売り方はしないでいただきたい。 生産者：特にない。行き過ぎて花屋さんに不安を与えない配慮も必要。